		係るもの　0.008
		D_{12} ＝ 0.020
		D_{13} ＝ 0.020
		D_{14} ＝ 0.031
		D_{15} ＝ 0.034
		D_{16} ＝ 0.033
		D_{17} ＝ 0.030
		D_{18} ＝ 0.027
		D_{19} ＝ 0.027
		D_{20} ＝ 0.02881
		D_{21} ＝ 0.02967
		D_{22} ＝ 0.031
		D_{23} ＝ 0.030
		D_{24} ＝ 0.029
		D_{25} ＝ 0.029
		D_{26} ＝ 0.028
		D_{27} ＝ 0.027
		D_{28} ＝ 0.0259
		D_{29} ＝ 0.0012
		D_{30} ＝ 0.00106
		$D_{元}$ ＝ 0.00065
漁港における外郭施設の延長	算式	$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=11}^{元} (C_n \times D_n)}{5{,}430\text{円} \times A}$
		算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成10年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和50年度から昭和61年度まで及び平成3年度から平成10年度までの各年度において地方税
		D_{13} ＝ 0.020
		D_{14} ＝ 0.031
		D_{15} ＝ 0.034
		D_{16} ＝ 0.033
		D_{17} ＝ 0.030
		D_{18} ＝ 0.027
		D_{19} ＝ 0.027
		D_{20} ＝ 0.02878
		D_{21} ＝ 0.02966
		D_{22} ＝ 0.02877
		D_{23} ＝ 0.029
		D_{24} ＝ 0.029
		D_{25} ＝ 0.028
		D_{26} ＝ 0.028
		D_{27} ＝ 0.027
		D_{28} ＝ 0.0258
		D_{29} ＝ 0.0260
		D_{30} ＝ 0.00106
		$D_{令元}$ ＝ 0.00065
漁港における外郭施設の延長	算式	$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=13}^{令2} (C_n \times D_n)}{5{,}230\text{円} \times A}$
		算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成10年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和50年度から昭和61年度まで及び平成3年度から平成10年度までの各年度において地方税